

令和7年度第24回人事委員会会議の結果

1 開催日時

令和8年3月23日（月） 午前10時00分 ～ 午前11時34分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 池本 誠司
委員 中込 秀明
委員 鎌田 晶子

【事務局】 事務局長ほか 10名

4 議 事

傍聴者がいないため、議決事項1～4及び報告事項2について、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることの決定を省略し、議事を開始した。

議決第1号 「昇任候補者の選考について」

任命権者から申請のあった昇任候補者について、規定に基づき決定した。

1 昇任候補者数 107人

2 昇任予定年月日 令和8年3月31日及び令和8年4月1日

議決第2号 「採用候補者の選考について」

知事及び教育委員会教育長から申請のあった採用候補者について規定に基づき決定した。

1 採用候補者数 8人

2 採用予定年月日 令和8年4月1日

議決第3号 「転任の承認について」

教育委員会教育長から申請のあった転任について、規定に基づき承認することを決定した。

1 転任候補者 6人

2 転任予定年月日 令和8年4月1日

議決第4号 「人事異動等に伴う給与決定に関する承認について」

令和8年4月1日付け人事異動等に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、任命権者から申請のあった次の件の承認について決定した。

- (1) 初任給規則第10条第1項に掲げる職務の級及び第18条に基づく号給の決定について
(退職派遣等帰任)
- (2) 初任給規則第19条に基づく第10条第1項に掲げる職務の級の決定について
(昇任を伴わない昇格)
- (3) 初任給規則第26条に基づく第10条第1項に掲げる職務の級の決定について
(給料表異動)
- (4) 初任給規則第43条に基づく給与の決定について(希望降任)

議決第5号 「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく承認について」

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第43条に基づき任命権者から申請のあった次の件について承認した。

- 1 埼玉県職員カムバック採用選考の給与の特例実施要領【任命権者・知事】
- 2 教育職員を行政職給料表の適用となる職に採用し、又は転任させた場合の職務の級及び号給の決定等について【任命権者・教育】
- 3 研究職給料表の適用を受ける博士課程等修了者の初任給決定要領【任命権者・知事】

議決第6号 「給与制度に係る人事委員会規則の改正等について」

1 令和8年4月1日付け組織改正等に伴い、次に掲げる規則の改正を行うことを決定した。

- (1) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
 - (2) 管理職手当に関する規則 など
- 【施行期日等(予定)】

公布日: 令和8年3月31日

施行日: 令和8年4月 1日

2 学校職員の関係規則の改正に係る県教委からの協議に応じ、差し支えない旨回答することを決定した。

議決第7号 「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について決定した。

議決第8号 「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について」

組織改正に伴う職の新設、改廃等に対応するため、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、管理職員等の範囲を定める規則を改正した。

議決第9号 「管理監督職に係る異動期間の延長の承認について」

定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて承認した。

議決第10号 「令和7年(不)第1号事案について」

令和7年(不)第1号事案について、審査請求人から処分者の準備書面に対する反論書が提出されたので報告した。また、不利益処分についての審査請求に関する規則第9条第3項の規定を準用し処分者に当該書面の副本を送付する旨、及び同条第2項の規定を準用し処分者に反論書等の提出を求めることを議決した。

議決第11号 「労働基準監督機関の職権行使について(知事)」

懲戒免職処分を受ける職員に係る解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するため認定した。

協議第1号 「職員の特殊勤務手当に関する規則等の改正等について」

令和8年2月定例会で審議中の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案が原案どおり可決された場合、条例施行日までの間、人事委員会会議を開く暇がないため、次の1及び2の事項を委員長専決により行うことを協議し、了承された。

1 条例改正及び4月1日付け組織改正に伴う規則の改正

2 学校職員の関係規則の改正に係る県教委からの協議に応じ、差し支えない旨回答すること

協議第2号 「埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」

「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の改正に伴い、当該規程の一部を改正する訓令について協議するとともに、訓令施行日までの間に人事委員会会議を開く暇がないため、委員長の専決処分とすることを協議し、了承された。

報告第1号 「令和8年度職員採用上級試験(基礎能力検査枠)及び令和8年度第1回(春期)経験者職員採用試験の受験申込状況について」

令和8年度職員採用上級試験(基礎能力検査枠)及び令和8年度第1回(春期)経験者職員採用試験の受験申込状況について報告した。